



巻頭言

建築に理念を

自民党衆議院議員 務台 俊介

北アルプスの麓の我が故郷に、山々の雄大で美しい姿にまるで似つかわしくない建築物が雑然と立ち並びつつあることが、かねてより気になっている。

安曇野の建築家降幡廣信先生が愛してやまない本棟造りに代表されて歴史的な建築手法は景観と調和し、信州安曇野の秀麗さを引き立ててきた。近年造られる夥しい数の建物は、日本のその場所場所の景観とマッチしてきたのが問われなくてはならない。これからは、最低基準を定めるのではなく、本来建築とはかくあるべしという理念を掲げ、それを行政、建築主、建築家はその理念を共有して美しい国土づくりにともに協力するという姿勢が求められるのではないだろうか。各人が好き勝手、思い思いの建築物を建てるのが許される時代は終わった。

私が昔勤務した英国では、パリッシュと呼ばれる基底自治体が建物、塀、生け垣などの形状、色彩について許可を出して歴史的景観を保全している営みがある。我が国も人口減少の中で、土地利用に余裕ができる時代、量から質への転換を求めることが出来るという意味で好機到来ととらえ、文化としての建築、新築、中古を問わずストックを活用する建築文化を醸成していかなければならない。子孫に美しい国土を残すという現世代の責任を、建築基本法制定という手法を通じて果たさなければならぬ。

仙台シンポジウム報告

テーマ: 「これからの建築とまちづくり」in 仙台 PART4

日時: 2018年11月27日(火) 13時-17時

場所: せんだメディアテーク 1F オープンスクエア

主催: 建築基本法制定準備会 宮城県建築士事務所協会
宮城県建築士会 JIA 東北支部宮城地域会

司会: 辻 JIA 東北支部宮城地域会会長

(以下、敬称略 発言の骨子を記す)

司会より、建て替えが計画中の仙台市役所本庁舎の計画について、26日に開催された市民と専門家による「私たちのシティホール」考えるシンポジウムの報告。建築やまちづくりに関わる条例を初めとする様々な社会制度を踏まえ、本日のシンポジウムにおいて建築基本法の必要性について議論をしたいとの挨拶があった。

【第1部】基調講演

＜講演1＞ 神田 順 建築基本法制定準備会会長

「これからの建築とまちづくりのための建築基本法」

現在の建築関係の社会問題や弊害を解消するため基本理念を明確にする必要性を述べ、建築基本法制定準備会として

の試案を説明。また基本法制定のために国会議員への働きかけとして、議員シンポジウム及び議員勉強会の経緯を述べた。

＜講演2＞ 松本 昭氏 (株)市民未来まちづくりテラス

代表取締役 「地域と建築が共生する社会制度を考える」

土地の利用や建築に「地域の特性」や「地域の良識のある価値観」を適正にその計画に反映させる社会システムが必要であり、現状では適法な建物が街を損う事例をあげて現行法の不備を述べた。地方分権時代には、法と条例の関係は多元化され、地域特性に適合するように独自に定めるための地域の良識を適正に反映させる「協議調整システム」が必要であり、それを実現した粕江市、芦屋市や八潮市の例を述べた。

【第2部】パネルディスカッション

テーマ「これからの建築とまちづくり」

コーディネーターの「建築まちづくり基本法を考える会」の松本純一郎会長より基調講演を踏まえて、建築やまちづくりに関わる条例など様々な社会制度についてパネリストの発言を求め、建築基本法の必要性についての議論を進めるとの挨拶があった。

小島博仁 (株)URリンケージ技術顧問

地域の特性を考慮しての建築やまちづくりには、そのプロ

セスに必要な行政における人材の確保が重要である。また、行政の長の建築やまちづくりに対する基本姿勢が要である。

中居浩二 社団法人宮城県建築士事務所協会専務理事

現行法ではリフォームの設計や工事を行う際は、資格が必要で、トラブルが起きている事例が多い。消費者を守るような規制が必要と考える。

三上紀子 建築家・JIA 会員

建築基本法準備会は JIA 鹿児島、金沢と共催で「これからの建築とまちづくり」についてのシンポジウムを開催してきた。また、12月3日に松本でシンポジウムを開催予定。公共の福祉、社会資産の観点から各地域の関係者と一緒に地域特性を踏まえて、これからの建築とまちづくりを考えていく。

高橋直子 (株)伝統建築研究所代表取締役

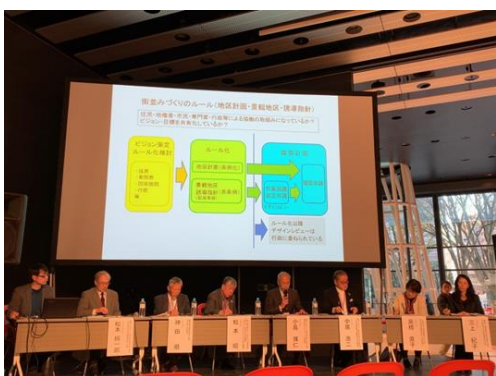
伝統建築やまちづくりのプロセスにおいて地域の特性や価値観を重んじ、その社会の文化を大切に考えるようなシステムが必要である。

松本 昭 (前出)

社会環境が変わってきたので土地基本法をはじめとして様々な法規制が変わることになる。建築基本法は法規制の変化を促すために有効である。

神田 順(前出)

建築やまちづくりでは、国の一律な規制ではなく、地方固有の特性を重んじる地方自治による総合的裁量が大切である。すなわち、トップダウンではなくボトムアップの形で作られるべきであり、その際は専門家を活用する制度が好ましい。



パネルディスカッションの様子

会場より

近年、建築主が、他者に販売して利益を得ることを目的にした建物に問題多い。また一棟に数千人が居住する大型高層マンションは数十年経た後に高齢化した居住者がきちんと維持管理できるとは考えられず、空き家問題より深刻な事態が予想される。建築は社会資産であるという認識が発注者に無いことに起因する。建築主の責任についての理念を明確にする建築基本法に期待したい。

(文責 水津 秀夫)

松本シンポジウム報告 ～保存再生・地域創生と建築基本法～

日時： 2018年12月3日14時40分～17時

場所： 信州大学松本キャンパス

附属中央図書館2Fセミナー室

全体司会：橋本友希 建築基本法制定準備会幹事

【第1部】基調講演

講演1 神田 順 会長

「建築基本法制定に向けての最近の動向」という表題で制定準備会のいきさつ及び最近の活動状況などの報告を行った。

講演2 降幡 廣信 氏

「信州から導かれた民家の再生」について2つの事例をあげて、それぞれにかかわる言葉が大きな力となったことを報告した。1つ目は「良心的な建築家ならこの家を見捨てられないはず」と若手所員に言われたこと。2つ目は、関根克に言われた「道があったら建築界に新しい扉を開くことになる。無かったらひと時の試みに終わる」という言葉。それらの言葉に支えられて400棟に及ぶ民家の再生を実現した。

【第2部】プレゼンテーション

川上恵一氏は、「民家の再生とまちづくり」と題して、降幡氏のもとで、また独立してこの方、柳宗悦の民芸運動の保存も開発なりの精神で民家再生に取り組んでいる。山裾の民家、安曇野の養蚕民家、造り酒屋の古民家、中山道の長屋門、更には松本市内縄手通りの面の再生、団地建て替えなどを紹介された。

次に児野(ちごの)昇氏は、「地域創生に資する建築の設計施工ーうんのわー」と題して、昭和62年に伝建地区に指定された東御市海野宿の滞在型交流施設「うんのわ」の調査から施工までを紹介された。既存建築を一部撤去、用途変更して中庭を囲む形で宿泊、休憩、飲食のスペースを構成している。

そして土本俊和氏は、「木の建築の保存に関する原則ーイコモスIWC2017ー」と題して、最近の保存に関する世界の動向を踏まえた紹介があった。1994年の奈良ドキュメントによる地域ごとの多様性を尊重するという視点を強調された。気の建築にあっては特に、寒冷地、豪雪地、山岳地など特殊性が見られる。

愛知シンポジウム報告



本棟造

【第3部】パネルディスカッション

司会: 水津秀夫 建築基本法制定準備会幹事

まず、保存・再生に関わってきた3人から建築基本法へのコメントが求められた。

川上は、行政は性悪説で規制を行っているが、性善説で取り組んで欲しいと。

児野は、民家でも耐火火から石膏ボードを貼らされたり、道路整備で曳家をさせられ既存不適格になったりしている。古くからあるものの評価を考えて欲しい。

土本からは、地震や火事という点で日本の特殊性はあるが、日本の木造の棟梁の技は世界にない。ただ、今は国際会議でも日本人が手刻みよりプレカットを自慢したりする。

学生からも二人ほど質問があった。修士の学生からは、空き家問題についての行政の対応について質問があり、川上から自分たちでどうするかという視点の重要性が回答され、神田から行政でも国、自治体、近隣それぞれのすべきことがあると補足した。学部1年生からは、再生と保存といっても、ちゃんと保存しようとする大変にお金がかかることになってしまふことに対し、川上からは現実問題は圧倒的に再生であり、今の生活に適合した形で対応できていると回答。神田からは、金がかかっても寿命が3倍になれば長期的には十分経済的でさえあると補足した。

新宮と土本のやり取りから、式年遷宮や60年ごとの造営の点で、技術の伝承のしくみ、模型など残されている可能性などが議論された。

国宝松本城を擁し、バイオリンの幼児教育の鈴木メソッドやサイトウ記念オーケストラで有名な文化の香り高い松本で、民家の再生に取り組んでこられた建築家と建築法制度について語る場をもった。若い学生たちにとっては、質の高い建築、気持ちの良い建築とは何かを考えるきっかけとなったことを期待したい。

(文責: 成岡 茂)

テーマ: 建築基本法学習講演会「これからの建築とまちづくり」

日時: 2019年2月20日(水) 18:00~20:00

場所: 大光電気名古屋支店会議室

主催: JIA 東海支部愛知地域会 建築基本法制定準備会

司会進行: 関口氏(JIA 東海支部愛知地域会)

(以下、敬称略 発言の骨子を記す)

吉元 JIA 東海支部愛知地域会会長より、開会の挨拶として開催に至る経緯と目的が話された。昨年の JIA 全国大会の折、全国地域会長会議で仙台・鹿児島・金沢での建築基本法シンポジウムについての報告を聞き建築基本法に関心をもった。これからの建築家の職能として建築基本法について学ぶことが必要なのではないか、本日の学習勉強会に期待している旨の挨拶があった。

【第1部】建築基本法制定に向けての最近の動向

<はじめに> 三上紀子 建築基本法制定準備会幹事

「建築基本法: JIA 全国の動き」

2003年の建築基本法制定準備会の設立から今日までの活動を振り返るとともに、2016年から JIA の各地域会主催で行われている仙台、鹿児島、金沢、松本での各シンポジウムの詳細について報告した。

<基調講演> 神田 順 建築基本法制定準備会会長

「これからの建築とまちづくりのための建築基本法」

姉歯事件や東洋ゴム、KYB オイルダンパー擬装などで建築は社会の信頼を失いかけている。わが国の固有の技術である伝統木造が建築基準法では適法とならず建築確認を得るには限界耐力計算が必要だ。建築基本法試案では、基本理念を明示するとともに安全、健康、環境への配慮を謳った。超党派の議員団とは都市景観や伝統木構造の継承問題、建築主責任(ブリーフの整備)などを話し合った。2000年の地方分権一括法を受けて国の一律規制から地方分権となり建築基準法は自治事務となったが、実際は自治体の取組みは広がっていない。新しい建築制度では専門家による集団協議に関係者も参加して計画案を審議するシステムが求められている。その役割を担う日本版 CABE として(一社)日本建築まちづくり適正機構が設立された。最低基準よりも美しく安全な建築が求められる。建築基本法を国民の議論へと高める必要性を説いた。

<宮城地域会の取組み> 松本純一郎 日本建築家協会宮城地域会、建築・まちづくり基本法を考える会会長

「これからの建築とまちづくり」

建築基本法の位置づけと意義、日本の基本法一覧、建築基本法関連の動きと JIA や建築関連団体の取組みについて紹介された。さらにヨーロッパ各国では共通認識としての「建築の理念」が存在することや JIA の素案「建築・まちづくり基

唐丹・小白浜報告

本法」についての解説があり、最後に JIA 宮城がこれまで 4 回にわたって開催されている「建築・まちづくり基本法」フォーラムについてと「宮城ボイス」や「仙台ラウンドテーブル（市役所建替え議論）」との連携活動について報告された。



会場の様子

【第 2 部】パネルディスカッション「これからの建築とまちづくり」

コーディネーターの関口氏より各パネリストに建築基本法へのコメントが求められた。

辻 一弥（JIA 宮城地域会長・(株)アーキランド代表）

仙台市市庁舎建て替えにあたり市役所の担当課と建築基本法の考えを手掛かりに JIA が中心となり、宮城県建築士事務所協会、宮城県建築士会の参加を呼び掛けて市庁舎建替え議論を一般市民参加型で行う「仙台ラウンドテーブル」を立ち上げた。建築・まちづくりにむけては地域に根差す関係者間での連携が不可欠だ。

矢田義典氏（JIA 東海支部長・矢田義典建築設計事務所代表）

現状では各委員会の横のつながりがないが、基本法委員会で統括する仕組みをつくりたい。建築は社会資本と捉えられていない。教育も大切。子供と建築の学校委員会で学校会議をやっている。これからも東海支部から発信を続けたい。

吉元 学（JIA 愛知地域会長・(株)ワーク・キューブ代表）

愛知地域会では「建築家の人生に寄り添う」をテーマにしていく。これから建築基本法の活動は時間的に余裕があるベテラン会員によって進めていき若い会員に伝えていきたい。

神田 順（前出）

団塊の世代は後の世代のことは見てなかった。子どもや孫に建築をどうやって伝えていくかは大切なテーマだ。コンペに勝つことばかりが目標ではなく、社会の中に建築がどういう役割を果たせるのかを考えたい。

松本純一郎（前出）

次世代の建築家が夢を持てるように JIA の各地域会が連携して、質の高い建築やまちづくりの積極的な理念を掲げた基本法の制定に取り組みたい。

三上紀子（前出）

建築基本法は建築家の夢であるともいえる。次世代へのバトンとして活動を継続していきたい。

最後に、矢田 JIA 東海支部支部長より「これをきっかけに基本法に夢を感じコミュニティを作って取組みたい」と閉会の挨拶がありクロージングとなったが、熱い議論はさらに懇親会へと続いた。

（文責：三上紀子）

2018 年 9 月の唐丹まちづくりワークショップは、小白浜を出て三陸鉄道南リアス線の唐丹駅のある片岸地区が対象でした。唐丹小学校が津波で全壊したところです。日本女子大学薬袋研究室の学生さんに、片岸の被災低地の復興計画の提案をいただき、それに対して唐丹の方から頂いた意見をもとに片岸地区の復興全体図を作成し、釜石市にも提出しました。ワークショップ初日には、薬袋研究室の学生さん 12 人をガイドして、片岸地区の天照御祖神社、ほぼ完成した防潮堤、木屑で汚れた片岸の浜、小白浜漁港、唐丹小中学校などを 2 時間くらいで案内ツアーを実施しました。今年もワークショップ参加の人たちはクルージングで海の魅力を見てもらいました。

潮見第には、新しく拡大した地域模型も常時見られるようにしてあります。そして、日本建築家協会の東北住宅大賞 2018 に応募しました。1 次審査は、福島市飯坂町で公開で行われ、設計を担当した西一治がプレゼンテーションしました。3 1 件の応募中、1 次審査を通った 7 件に入ることが出来ました。3 月に現地審査があります。また、次報で良いお知らせができると思います。

冬は、三陸鉄道が温泉列車を走らせているので、1 月にも出かけて体験して来ようと思っています。見るだけの観光ではなく、唐丹のまちや自然のすばらしさが伝わるような旅行企画をすることで、大勢の方が潮見第に宿泊して唐丹のリピータになってもらえると思います。



（文責：神田順）

事務局連絡先

電話：03-3368-0815 FAX：03-3368-2845

住所：〒211-0025 川崎市中原区木月 2-2-16

建築設計事務所アトリエ 71

E-mail: info@kionho.jp / http://www.kionho.jp/